

第十九章 政治倫理審査会

四〇七 政治倫理審査会は、政治倫理の確立のため、議員が行為規

範等に著しく違反し、政治的道義的に責任があると認めら
れるかどうかについて審査する

政治倫理審査会は、政治倫理の確立のため、審査会の委員の申立て又は議員の申出に基づき、議員が
行為規範その他の政治倫理の確立に資するものとして議長が定める法令の規定に著しく違反し、政治
的道義的に責任があると認められるかどうかについて審査する。

(注) 1 第百二回国会において政治倫理審査会の設置に関する国会法の一部改正(昭和六十年法律第八十二号)
が行われ、第百四回国会の召集日(昭和六十年十二月二十四日)から施行された。

2 政治倫理の確立に資するものとして議長が定める法令は、次に掲げる法令である(平成五年三月十二日
決定)。

一 行為規範(昭和六十年十月十四日議決)

- 二 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）
- 三 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）

四〇八 政治倫理審査会は、十五人の委員で組織する

政治倫理審査会は、十五人の委員で組織する。

委員は、議院運営委員会理事会において、所属議員十人以上を有する各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、各会派の申出に基づき、議院の会議において選任する。

所属議員十人以上を有する会派で委員を割り当てられないものがあるときは、当該会派の所属議員のうちから、審査会に出席し、並びに事案について、質疑し、及び意見を述べることができる議員各一人を議院の会議において選任する。

四〇九 会長は、政治倫理審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び政治倫理審査会を代表する

会長は、政治倫理審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び政治倫理審査会を代表する。

四一〇 会長は、政治倫理審査会においてその委員が互選する

会長は、政治倫理審査会においてその委員が互選する。

なお、会長の互選に当たっては、委員中の年長者が会長の職務を行う。

四一一 幹事は、議院運営委員会理事会において定めた幹事の数及び各会派に対する割当てに基づき、審査会において選任するのを例とする

幹事は、あらかじめ議院運営委員会理事会において定めた幹事の数及び各会派に対する割当てに基づ

き、審査会において選任するのを例とする。

四 一 一 行為規範等違反審査の申立てをするには、委員の三分の一

以上が連署する申立書を会長に提出することを要する

行為規範等違反審査の申立てをするには、委員の三分の一以上が連署する申立書を会長に提出することを要する。

申立書には、議員が行為規範等に著しく違反していることを明らかにした文書を添えなければならぬ。

第二百二十六回国会政治倫理審査会幹事会決定（平成五年四月二十一日）

審査の申立てをする委員は、申立書に連署するものとする。

四一三 政治倫理に関し不当な疑惑を受けたとして行為規範等違反
審査を申し出ようとする議員は、申出書に署名し、これを
会長に提出することを要する

政治倫理に関し不当な疑惑を受けたとして行為規範等違反審査を申し出ようとする議員は、申出書に署名し、これを会長に提出することを要する。

申出書には、疎明資料を添えなければならない。

第二百二十六回国会政治倫理審査会幹事会決定（平成五年四月二十一日）

不当な疑惑を受けたとして審査を申し出ようとする議員は、申出書に署名の上、疎明資料を添えて、これを会長に提出するものとする。

四一四 政治倫理審査会が審査の申立てに係る事案を審査するか否
かを決定するには、出席委員の過半数による議決を要する

政治倫理審査会が審査の申立てに係る事案を審査するか否かを決定するには、出席委員の過半数でこ

れを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

四一五

政治倫理審査会は、政治倫理に關し不当な疑惑を受けたとして議員から審査の申出があつたときは、当該申出に係る
事案を審査しなければならない

政治倫理審査会は、政治倫理に關し不当な疑惑を受けたとして議員から疎明資料を添えて審査の申出があつたときは、明らかに審査する理由がない場合を除き、当該申出に係る事案を審査しなければならない。

四一六 政治倫理審査会は、政治的道義的に責任があると認められた議

員に対し、行為規範等の遵守の勧告、一定期間の登院自粛の勧告又は役員、特別委員長、調査会長、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長の辞任の勧告を行う

政治倫理審査会は、審査の申立てをされた議員又は審査の申出をした議員につき政治的道義的に責任があると認められたときは、当該議員に対し、行為規範等の遵守の勧告、一定期間の登院自粛の勧告又は役員、特別委員長、調査会長、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長の辞任の勧告を行う。政治倫理審査会は、右の勧告を二以上併せて行うことができる。

右の勧告を行うには、出席委員の三分の二以上の多数による議決を要する。

なお、右の勧告を行わない場合において、当該審査の申立てをされた議員等の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

四一七 政治倫理審査会が事案について審査を終わったときは、会

長から、事案の概要及び審査の結果を記載した報告書を議

長に提出する

政治倫理審査会が事案について審査を終わったときは、会長から、事案の概要及び審査の結果を記載した報告書を議長に提出する。